

若者の帰還に向けた 企業誘致へ

竹野光雄 議員



問 原発事故の影響により、家族と離れ、多くの若者が本市を離れ、他の地域で働いている。帰還するには、若者が魅力が持てる企業の誘致が必要と考えるが、取組みについて伺う。

答 若者の帰還促進に、長期的に事業継続ができる企業であり、安定的成長が見込まれ、若者が魅力を感じる先進的な技術を持った企業の誘致に努めている。

問 原発被災地域であり、特別地域という状況をふまえ、税の減免や電気料金の軽減等の対応を国に求めながら、企業に対して優遇策による誘致等が必要であるが、見解を伺う。
答 東日本大震災復興特別法並びに福島復興再生特別措置法等があ



雇用増加が見込まれる地元企業（原町区）

旧警戒区域内の農地の維持管理について

り、これらの税制優遇を積極的にPRしながら企業誘致に努めている。

問 原発被災者の避難生活の長期化や移転による転出などで、農地や農業用水路などの維持管理が困難な状況であり、今後の農地等の保全や不耕作農地に対して懸念している方が多くいる。今後の取

答 原発被災者の避難生活の長期化や移転による転出などで、農地や農業用水路などの維持管理が困難な状況であり、今後の農地等の保全や不耕作農地に対して懸念している方が多くいる。今後の取

組について伺う。

答 旧警戒区域内の維持管理については、引き続き地区の復興組合に委託しながら、農地等の保全に努める考えであり、さらには農地管理費を定額助成する支援制度を活用して営農の再開や農地の保全を図る考えである。

質問を終えて

震災から3年7ヶ月が過ぎました。早期の生活再建と住宅確保に力を入れるべきである。

その他の質問

- ① 小高区内町なか居住対策は
- ② 消防団協力事業所に対する対応は
- ③ 県復興公営住宅への対応は



ていく。

高齢者にやさしい住ま いづくり助成について

問 20km圏内の帰還目標を28年4月としていることから、今後、帰還に向けて、行政区ごとの懇談会を開催し、市民一人一人の現状と課題について、話を聞く機会を実施する考えがあるのか伺う。

答 帰還目標時期に向けては、各行政区で抱えている課題がさまざまであると考ええる。懇談会を開催し、行政区の意見を聴取し、不安、課題解消に向けた取り組みを進めていく考えである。

問 各行政区ごとの懇談会をやることによつて、各家庭の帰還に向けた正確な情報が見えてくる。来年度は、そのような時期であると思うが、考えを伺う。
答 積極的に行政区長と連携して、住民の皆さんとの懇談会を進め

行政区長との連携を

小林正幸 議員

すべきと思うが、考えを伺う。

答 平成28年4月の帰還目標時期が近づいていることもあり、住環境の整備を図る必要があることから、制度の周知や情報の提供を図り、積極的に改修費用の補助を実施していく考えである。

質問を終えて

20km圏内帰還目標時期まで、1年5ヶ月。それまで除染が終了するのが課題。

その他の質問

- ① 帰還に向けた市からの情報発信は
- ② 一部処分出来ない産業廃棄物の処理は
- ③ 仮設住宅後地の地権者要望への対応は



補助で設置した手すり（原町区）



夢と希望の持てる 南相馬復興へ

小川尚一 議員

問 沿岸部の大規模太陽光発電事業及び風力発電事業の事業用地の確保はほぼ終わり、事業者との具体的な協議と運転開始時期を伺う。

答 沿岸部の太陽光発電事業は、来年度当初より工事に着手する予定で、事業者とパネル設置、送電計画の協議を進めており、原町東地区は平成28年度、右田・海老地区は29年度運転開始を目指す。メガソーラーの東芝とは70メガで進めている。風力発電事業は、風車の配置や送電計画を事業者と協議しており、平成27年度末から工事に着手、鹿島区は28年度、原町区は29年度の運転開始を目指す。

に着手、鹿島区は28年度、原町区は29年度の運転開始を目指す。

学校司書の配置を

問 教育要覧では、平成24年度には、学校図書館に学校司書を配置することにより、学校教育充実を図るとしているが、平成26年度版では、学校支援員として中央図書館より派遣している。学校内に司書資格を持つ教諭を配置すべきでは。

答 学校図書館法の改正で、平成27年4月1日より学校には学校司書を置く努力義務が課せられる。今後、司書資格の制約もあるが努

力していく。

保育園待機児童対応を

問 市長の公約である保育園幼稚園の無料化の影響もあり、市内では待機児童が発生している。改善策は。

答 待機児童は9月で13人で、公立保育園の受け入れ体制を整備し、来年4月再開を目指す。

質問を終えて

震災直後は、夢や希望が消え失せたが、少しずつ形になって未来が見え始めてきた。

その他の質問

- ① 電気自動車（EV）設置計画は
- ② 先進地に学ぶ学校教育の学力アップは
- ③ 市街地に防犯・防災カメラ設置を



いい加減な 除染を許すな

渡部寛一 議員

問 これまで国は、除染目標を年間1.0mSv未満とし、空間線量で0.23μSv/hとしていた。ところが8月、0.6μSv/h程度でも「良い」とする新たな方針を発表した。

そもそも被曝線量は少ないほどにこしたことはありません。0.23μSv以下であれば大丈夫と言うことはない。本来は元の大地、元の環境に戻すべきだ。やむを得ず0.23μSvの目標をのんでいる。国の方針転換は本末転倒だ。どうすれば0.23μSvを達成できるかを投げ捨て、除染を控えてもいいとする責任回避です。断じて許されません。

市長は、方針転換をしない事を国に求めていくのか。
答 今後除染目標数値を変えずに行つて頂

くよう、要望していく。

急ぐための手抜き 除染は許されない

問 環境省直轄除染の小高東部地区説明会で環境省は、「低線量地域だから屋根の洗浄はしない。庭の表土入れ替えはしない。」と手抜き除染の説明をした。

その理由は、「2016年3月までに除染を終えるためには、今までと同じ手法では間に合わない。」と明言。

本末転倒であり、断じて許されない。

答 線量の高さによって、除染方法は違ってくるとならざるを得ない。ただし、全ての地域を除染させていく。

質問を終えて

市長は、比較的線量地域は手抜き除染で良い、の姿勢だ。市民の願いに反している。

その他の質問

- ① 仮設住宅老朽化総点検と対策を急げ
- ② 民間借上げ住宅の住み替えを認めよ
- ③ 学校給食の無料化実現を



人力による屋根ブラシ清掃

一般質問